

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	株式会社ケーズホールディングス
【英訳名】	K'S HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 裕之
【本店の所在の場所】	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
【電話番号】	029-224-9600（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員社長室長 高塚 祐二
【最寄りの連絡場所】	茨城県水戸市桜川一丁目1番1号
【電話番号】	029-226-2794
【事務連絡者氏名】	同上
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,056,965,600円
	(注) 1 本募集は平成25年6月27日開催の当社定時株主総会の特別決議及び、同日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。 2 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。 3 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。 4 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	10,036個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年7月8日(月)
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社ケースホールディングス 人事部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年7月8日(月)
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権は、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会特別決議及び、同日開催の当社取締役会決議に基づき、無償にて発行するものであります。

2 本新株予約権の申込方法は、申込期間内に新株予約権申込書を申込取扱場所に提出することとします。

3 本募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して行うものであります。

4 本募集の対象となる者の人数及び内訳は、以下のとおりであります。

対象者	人数	新株予約権の個数	新株予約権の目的となる株式の数
当社取締役	19名	675個	67,500株
当社従業員	1,165名	3,201個	320,100株
当社子会社の取締役	25名	515個	51,500株
当社子会社の従業員	2,189名	5,645個	564,500株
合計	3,398名	10,036個	1,003,600株

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容は、何ら限定のない当社において標準となる株式である。 単元株式数は100株。
新株予約権の目的となる株式の数	1 新株予約権の目的となる株式の総数は1,003,600株とする。 2 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、付与株式数は(注)1の定めにより調整されるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2 行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立をしない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(以下、「最終価格」という。)の平均値に1.05を乗じ、1円未満の端数を切り上げた金額または新株予約権発行の日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)のいずれか高い方の金額とする。 ただし、(注)2の定めにより、行使価額の調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金3,056,965,600円 発行価額の総額は本有価証券届出書提出時の見込額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 発行価格 行使価額と同額であります。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日から平成28年6月30日まで ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ケーズホールディングス 人事部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合(死亡の場合を除く。)はこの限りでない。 2 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権割当の日以降、当社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。 3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。 4 この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 下記に定める取得条項判定日において、対応する取得条項判定期間の最終価格の平均値（取引が成立をしない日を除く。また、1円未満の端数は切り捨てる。）が行使価額の60%を下回った場合、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当社は、当該日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>A 取得条項判定日（取得条項判定期間） 平成25年9月30日（新株予約権の割当日の翌日から平成25年9月30日まで）</p> <p>B 取得条項判定日（取得条項判定期間） 平成25年12月31日（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）</p> <p>C 取得条項判定日（取得条項判定期間） 平成26年3月31日（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）</p> <p>D 取得条項判定日（取得条項判定期間） 平成26年6月30日（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）</p> <p>E 取得条項判定日（取得条項判定期間） 平成26年9月30日（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）</p> <p>F 取得条項判定日（取得条項判定期間） 平成26年12月31日（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）</p> <p>G 取得条項判定日（取得条項判定期間） 平成27年3月31日（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）</p> <p>H 取得条項判定日（取得条項判定期間） 平成27年6月30日（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）</p> <p>2 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>3 新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>4 新株予約権者が権利行使をする前に、当社及び当社子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 当社が株式分割、株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができる。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される取得条項付株式もしくは当社に対して取得を請求できる取得請求権付株式、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものとする。

3 発行価格は、平成25年7月8日に決定する。

4 新株予約権行使の効力の発生

新株予約権行使の効力は、行使請求の受付場所において、受領された「新株予約権行使請求書」が本新株予約権の行使に際する払込取扱場所に到着し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
3,056,965,600円(注)1	200,000円(注)2	3,056,765,600円(注)3

(注)1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。ただし、上記金額は本有価証券届出書提出時の見込額を記載しております。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額並びに差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、ストックオプションとして新株予約権を付与するものであり、資金調達を主たる目的とはしておりません。

また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権の割当を受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従いまして、手取金は、運転資金に充当する予定ではありますが、具体的な金額については、行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年6月27日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年6月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」については、有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ケースホールディングス
(茨城県水戸市桜川一丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。